

# 北海道不妊治療費等助成事業のご案内

北海道では、不妊治療を受けている方の治療費や交通費等の経済的負担を軽減するため、不妊治療費等助成事業を実施しています。

## 1. 対象となる治療

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した**先進医療**が対象です。

(先進医療を単独で実施した場合は対象となりません。)

- ・子宮内膜刺激術 (SEET法) ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 ・二段階胚移植術
- ・子宮内膜擦過術 (子宮内膜スクラッチ) ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)
- ・子宮内膜受容能検査1 (ERA) ・子宮内細菌叢検査1 (EMMA/ALICE)
- ・子宮内細菌叢検査2 (子宮内フローラ) ・子宮内膜受容能検査2 (子宮内膜受容期検査) (ERpeak)
- ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術 (IMSI) ・膜構造を用いた生理学的精子選択術 (Zymot)

※令和7年5月現在の情報です。最新情報については、厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html>) をご確認ください。

## 2. 対象となる方 (以下要件を全て満たす方)

- ・不妊治療の開始日が令和5年4月1日以降であること。
- ・先進不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ・夫婦のいずれかが道内に住所を有し、婚姻していること (事実婚含む)。

## 3. 助成の内容

### <治療費>

- ・医療保険適用の不妊治療と併用して実施した**先進医療**にかかった自己負担額のうち、7割を助成します (助成額は、3.5万円が上限)。
- ・助成回数は、初回助成時の治療開始日において40歳未満の方は1子につき6回まで、40歳以上43歳未満の方は1子につき3回までです。

### <交通費等>

- ・自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費等の一部を助成します。

## 4. 申請の手続き

お住まいの市町村の窓口に、申請書と必要書類を添えて申請してください。

※詳しい申請の手続きについては、お住まいの市町村にご確認ください。

※申請期限が設けられている場合がございますので、ご注意ください。

## 5. お問い合わせ先

- ・各市町村の助成内容等について：お住まいの市町村
- ・北海道不妊治療費等助成事業について：北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課 (電話：011-206-6343)

北海道では不妊・不育に関する相談をお受けしています。

### <不妊専門相談センター>

- ・医師が不妊症に関する専門的な相談に応じています。
- 旭川医科大学病院産婦人科 (電話相談：0166-68-2568 (要予約))

### <女性の健康サポートセンター>

- ・保健師等が女性のライフサイクルに応じた様々な悩みや不安に対し、広く相談を受けています。
- 全道26ヶ所の各道立保健所 (面接 (予約制) ・電話相談)

